

府省名	国土交通省 ほか	組織	国土交通本省 ほか	会計	一般会計	項	道路環境改善事業費ほか
						目	無電柱化推進事業費ほか
調査対象予算額		令和7年度：68,288百万円 (参考 令和8年度：70,294百万円)				調査主体	本省調査

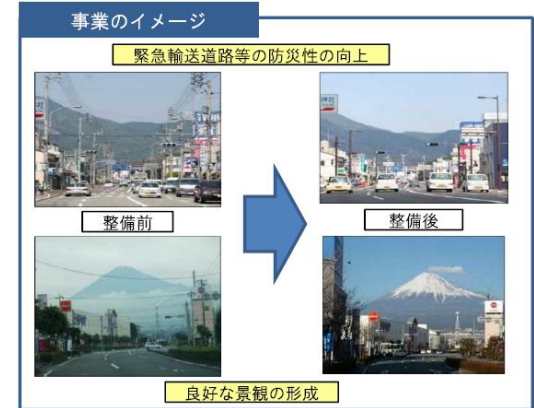
①調査事業の概要

【事業の概要】

- 本事業は、道路の防災性能向上、道路の安全性・快適性の確保、良好な景観形成等を目的として、電線を地下に埋設すること等による道路の無電柱化を推進するものである。
- 国土交通省(国道事務所)における国直轄による事業実施に加え、「無電柱化の推進に関する法律」に基づき策定された「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、同目標に係る地方公共団体による無電柱化を計画的かつ集中的に支援する個別補助制度を令和2年度に創設するなど、地方公共団体等に対する財政支援を行っている。
- 令和8年度以降の新たな「無電柱化推進計画」の策定が予定されている中、令和元年度の予算執行調査において指摘した「低コスト手法」の活用によるコスト削減及び占用制限による規制等が機能しているかを検証するとともに、事業の更なる効率化に向けて調査を行った。

(本調査は、令和元年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)

【前回の調査結果(令和元年度)の概要】



調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- 効率的に無電柱化を推進するためには「低コスト手法」を最大限活用することから、
 - ・コスト削減が可能であった好事例の周知を推進すべき
 - ・設計時に「低コスト手法」の活用を前提とした比較検討の実施を要件とすべき
- 緊急輸送道路上の電柱の占用制限は防災上重要であり、道路法上の規制手法を更に活用する必要があることから、
 - ・新設電柱の占用制限の規制権限について、認知度を高めるべき
 - ・新設電柱のみならず、既設電柱に対する占用制限についても検討すべき
 - ・占用制限の可能範囲について、運用ガイドラインを早急に策定すべき
 - ・既設電柱の占用制限を規制手法で進める場合、電線管理者が主に大企業であることを勘案し、これまでの予算支援の在り方について見直しを検討すべき

反映の内容等

- 「低コスト手法」に関する講習会を開催し、コスト削減が可能であった好事例とともに、電線共同溝整備マニュアルの周知徹底を行う。
「低コスト手法」や「新技術・新工法」の導入の検討などの低コスト化への取組を要件とする補助制度を創設する。
- 新設電柱の占用制限について、説明会の開催等を通じて地方公共団体へ周知する。
補償の要否や具体的な占用制限の内容を明確化するための運用ガイドラインを策定する。
電線管理者が主体的に事業を進めることも重要であるため、経済産業省や総務省、関係事業者に加え、有識者も含めた推進体制を構築するなど、連携をより強化する。

【今回の新規調査項目の概要】

- 無電柱化の現状・課題
- 包括委託、PFI、他事業連携の活用状況

② 調査の視点

1. 無電柱化の現状・課題について

- 無電柱化の取組は、「無電柱化推進計画」の策定や国土強靱化の一環としての事業実施などにより推進しているところ、**実際の進捗状況**について調査する。
- 今後の更なる無電柱化の推進のため、**無電柱化を実施する際の課題**について調査する。

2. コスト削減の取組について

- 無電柱化を効率的に推進するためのコスト削減の取組として、令和元年度予算執行調査（以下「令和元年度調査」という。）で指摘した「**低コスト手法**」の活用状況について調査する。
- 「低コスト手法」以外のコスト削減の取組として、
 - ・設計、工事、事業調整を民間事業者へ委託する「**包括委託**」
 - ・計画、工事、事業調整、維持管理を民間事業者へ委託する「**PFI**」
 - ・他の事業と併せて無電柱化を実施する「**他事業連携**」
 の活用状況について調査する。

3. 占用制限の活用について

- 道路法第37条第1項第1号及び第2号に基づく**緊急輸送道路以外の新設電柱の占用制限の実施状況**について調査する。
- ※令和元年度調査等を踏まえ、道路法第37条第1項第3号に基づく緊急輸送道路上の新設電柱については、全て占用制限を実施済である。
- 道路法第37条に基づく**既設電柱の占用制限の実施状況**について調査する。

【調査対象年度】

令和7年度

【調査対象先数】

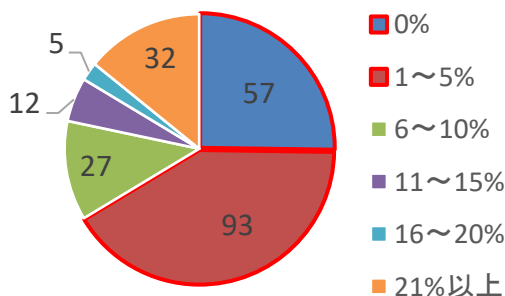
- ・直轄国道事務所 75先
- ・地方公共団体 151先
- 計 226先

③ 調査結果及びその分析

1. 無電柱化の現状・課題について

- 調査対象の各道路管理者が管理している緊急輸送道路のうち、**直近5年間で無電柱化が完了した道路延長は0%が約4分の1（25.2%）を占め、5%以下が3分の2程度（66.4%）となっている状況**である【図1】。
- 無電柱化を実施する際の課題としては、**事業に時間を要する、コストが高い、電線管理者との調整**、といった点が挙げられている【表1】。

【図1】直近5年間の緊急輸送道路における無電柱化完了率（n=226）

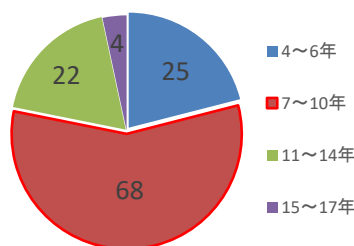


【表1】無電柱化を実施する際の課題（n=226、複数回答可）

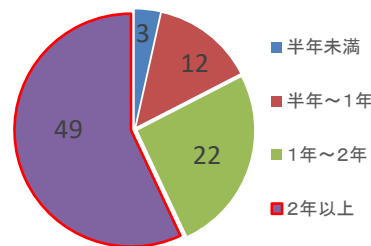
課題	回答数（率）
事業に時間を要する	192（85.0%）
コストが高い	170（75.2%）
電線管理者との調整	154（68.1%）
道路幅員が狭い	118（52.2%）
地元との合意形成	88（38.9%）
ノウハウがない	53（23.5%）
その他	27（11.9%）

- 事業に時間を要するという点について、直近5年間で完了した**無電柱化事業の実施期間は、最短で4年、最長で17年となっており、7~10年が約6割（57.1%）を占めている**【図2】。
- また、**当初の予定より期間を延長した事業も多く、延長した事業のうち半数以上（57.0%）が2年以上の延長**となっている【図3】。
- 延長の要因としては、**電線管理者との調整や地下埋設物の移設**といった点が挙げられている【表2】。

【図2】直近5年間で完了した事業の実施期間（n=119）



【図3】当初の予定から延長した期間（n=86）



【表2】当初の予定より長期間を要した要因（n=86、複数回答可）

課題	回答数（率）
電線管理者との調整	53（61.6%）
地下埋設物の移設	41（47.7%）
地元の合意形成	24（27.9%）
工事における交通規制	10（11.6%）
その他	22（25.6%）

③ 調査結果及びその分析

2. コスト削減の取組について

(1) 「低コスト手法」の活用について

- 「低コスト手法」については、個別補助制度について「低コスト手法」の活用が補助要件とされていることもあり、**調査対象先全て（226先）において活用している**との回答であった。
- 「低コスト手法」の活用による**コスト削減効果**については、半数以上が「**1割未満**」との回答であった【図4】。
- **実際に採用された「低コスト手法」には偏りが見られる【図5】**ことから、**コスト削減効果を踏まえ、活用方法を見直す必要がある**と考えられる。

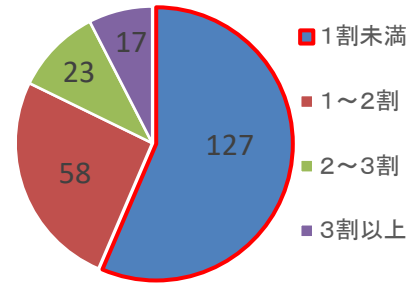
(2) 「包括委託」及び「PFI」の活用について

- 「包括委託」及び「PFI」については、調査対象226先のうち、**活用したことがある者は65先（28.8%）**であった。活用した場合には、**コスト削減効果【図6】だけでなく、事業期間の短縮【図7】にも効果がある**との結果であった。
- 一方で、「包括委託」及び「PFI」について、**活用を検討していない者が39先（17.3%）、手法自体を認識していない者が25先（11.1%）**となっており、**更なる周知と活用の促進が必要**であると考えられる。

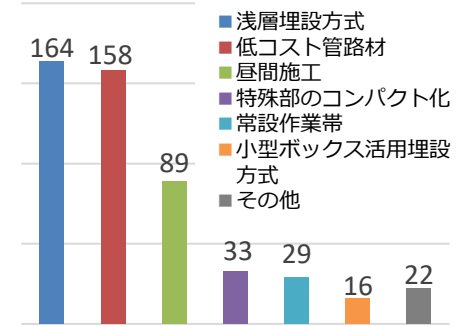
(3) 「他事業連携」の活用について

- 「他事業連携」については、調査対象226先のうち、**活用したことがある者は131先（58.0%）**であり、**コスト削減にも効果的であることが確認できた【図8】**。
- 具体的な連携事業としては、**道路事業（新設、拡幅等）のほか、市街地再開発事業や上下水道事業等でも実績を確認できた【表3】**。
- 無電柱化事業の実施に際して、必ずしも連携可能な事業が存在するとは限らないが、**幅広く検討することでコスト削減につながる**と考えられる。

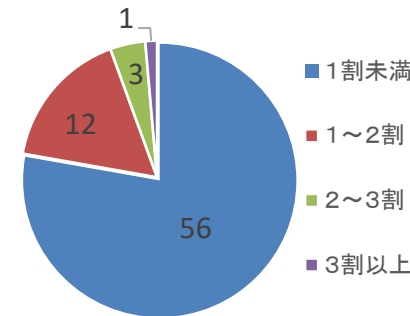
【図4】「低コスト手法」によるコスト削減効果（n=225）



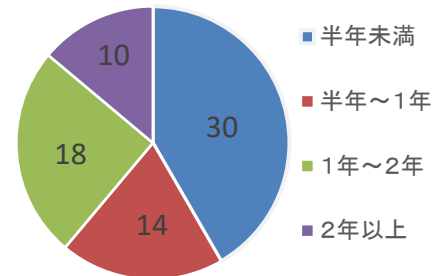
【図5】「低コスト手法」ごとの採用状況（n=226、複数回答可）



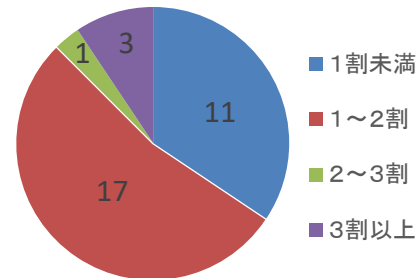
【図6】「包括委託」「PFI」によるコスト削減効果（n=72）



【図7】「包括委託」「PFI」による事業期間短縮効果（n=72）



【図8】「他事業連携」によるコスト削減効果（n=85）



【表3】連携して実施した他事業（n=131、複数回答可）

連携事業	回答数（率）
道路事業	121（92.4%）
市街地再開発事業	38（29.0%）
上下水道事業	15（11.5%）
土地区画整理事業	4（3.1%）
その他	1（0.8%）

※上記のほか、53先から「不明」との回答（一定のコスト削減効果は当然見込めるため具体的な金額を算出していない等）があった。

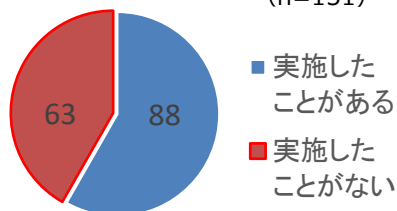
③ 調査結果及びその分析

3. 占用制限の活用について

(1) 新設電柱の占用制限について

- 調査対象の地方公共団体151先のうち、**道路法第37条第1項第1号及び第2号に基づく地方道の新設電柱の占用制限を実施したことがない者は63先(41.7%)**であった【図9】。実施していない理由としては、**対象となる道路がない、既設電柱を制限しないと効果がない、緊急輸送道路のみ実施**といった点が挙げられている【表4】。

【図9】新設電柱の占用制限の実施状況 (n=151)



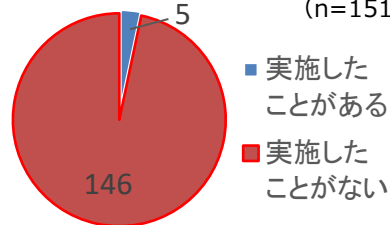
【表4】新設電柱の占用制限を実施していない理由 (主な回答) (n=63、複数回答可)

理由	回答数(率)
対象となる道路がない	15 (23.8%)
既設電柱を制限しないと効果がない	14 (22.2%)
緊急輸送道路のみ実施	14 (22.2%)
民地での制限をしないと効果がない	10 (15.9%)
電線管理者の理解が得られない	9 (14.3%)

(2) 既設電柱の占用制限について

- 調査対象の地方公共団体151先のうち、**道路法第37条に基づく地方道の既設電柱の占用制限を実施したことがない者は146先(96.7%)**であった【図10】。実施していない理由としては、**電線管理者の理解が得られない、他の地域の先例がない**といった点が挙げられている【表5】。

【図10】既設電柱の占用制限の実施状況 (n=151)



【表5】既設電柱の占用制限を実施していない理由 (主な回答) (n=146、複数回答可)

理由	回答数(率)
電線管理者の理解が得られない	52 (35.6%)
他の地域の先例がない	47 (32.2%)
民地での制限をしないと効果がない	22 (15.1%)
実施に向けて検討中	22 (15.1%)
どのように実施すれば良いか不明	20 (13.7%)

【参考】道路法

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第三十七条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路(第二号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。)の占用を禁止し、又は制限することができる。

- 一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合
- 二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合
- 三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 無電柱化の現状・課題について

- 優先的に整備すべき緊急輸送道路において、直近5年間の無電柱化完了率は、5%以下が調査対象の3分の2程度という結果であり、課題の解消に取り組む必要がある。
- 特に、事業に時間を要する点については、事業着手後に事業期間を長期間延長する例も見られることから、**事前の地下調査や関係者との調整を精緻化するなど、計画段階と実施段階で乖離が生じないような方策を検討する**べきである。

2. コスト削減の取組について

- 「低コスト手法」については、令和元年度調査等を踏まえ活用が進んでいるものの、活用法に偏りがあることから、**採用が進んでいない手法は適用可能条件を整理するなど、活用の拡大に取り組むべき**である。また、電線管理者の主体的な関与が必要な手法(特殊部のコンパクト化等)については、**道路管理者等から電線管理者へ協力を求めるなど電線管理者の積極的な参画を促す**べきである。
- 「包括委託」及び「PFI」については、**好事例の周知を推進するとともに、活用を前提としたコスト面や事業期間等の比較検討を補助要件に追加するなど活用の拡大に取り組む**べきである。
- 「他事業連携」については、道路以外の事業との連携を拡大するため、**計画段階から部局を跨いで関係者間での調整ができるような体制を構築する**べきである。

3. 占用制限の活用について

- 新設電柱の占用制限について、令和元年度調査等を踏まえ、緊急輸送道路上の新設電柱は全て占用制限が実施されているが、引き続き**道路幅員が狭く歩道のない道路等における新設占用制限の拡大を図る**べきである。
- 既設電柱の占用制限については実績が少ないことから、**国(国道事務所)における事例を地方公共団体に横展開する**べきである。また、既設電柱の撤去が加速し、事業期間の短縮にもつながることから、**事業実施中の区間における既設電柱の占用制限の実施を徹底**すべきである。
- 占用制限の取組に加えて、**電柱の道路占用料の引上げなど、無電柱化を促進する**ような方策についても検討すべきである。